

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年3月27日（平成30年（行情）諮問第169号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第534号）

事件名：「そうび」の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『そうび』（2017. 3. 24一本本B1947で特定された以降のもの）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 そうび No. 188（表紙及び目次）

文書2 そうび No. 189（表紙及び目次）

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月27日付け防官文第16985号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び電磁的記録の特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていないければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合に

も、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特定を適用し、まず、平成29年11月27日付け防官文第16985号により、本件対象文書について、法9条1項の規定に基づき、原処分を行った。本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 本件対象文書について

航空自衛隊補給本部（以下「補給本部」という。）は、本件対象文書の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び補給本部が作成した巻頭・巻末の電磁的記録をパソコンで一旦保存し、これを基に編集作業を行い、電磁的記録に変換している。

寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び補給本部が作成した巻頭・巻末の電磁的記録は、電磁的記録（PDF形式）に変換された時点で不用となることから、電磁的記録（PDF形式）に変換後速やかに廃棄している。

以上のとおり、補給本部では本件対象文書を電磁的記録（PDF形式）で管理しており、その他の電磁的記録は保有しておらず、また、原処分に当たっては、確実を期すために文書管理を行っている補給本部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行い、電磁的記録を保有していないことを確認した。

さらに、本件審査請求を受け、再度、書庫、倉庫及びパソコン上のファ

イル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認されなかった。

### 3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、審査請求人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

(2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しない。

(3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。

(4) 審査請求人は、「確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める。」として、改めて特定するよう求めるが、本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は保有しておらず、本件対象文書を特定し、原処分を行ったものである。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 平成31年3月5日 審議

④ 同月22日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、法11条の規定を適用した上、本件請求文書に該当する文書の相当の部分として本件対象文書を特定し、その全てを開示する原処分を行った。

審査請求人は、文書の更なる特定を求める旨主張しており、諮問庁は本件対象文書を特定し、開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

原処分は法11条の規定を適用した上で行われた相当の部分に係る開示決定であることを踏まえると、審査請求人が開示を求める本件請求文書に該当する文書については、本件対象文書の外にないとは限らないのであって、相当の期間内に行われる2回目の開示決定等で開示・不開示が決定されることは明らかであるから、審査請求人の主張は、理由がない。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久